

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	(共同参画社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○平成二十三年度宮城県准看護師試験の実施	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(障害福祉課)	二
○肥料の登録有効期間の更新	(農産園芸環境課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定	(建築宅地課)	三
○土地改良区役員の退任の届出	(北部地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
○人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則		四

## 告 示

○宮城県告示第七百七十六号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 巨理いちごっこ

一 代表者の氏名 馬場 照子  
二 主たる事務所の所在地 巨理郡巨理町字亀井戸五十八番地  
三 定款に記載された目的 地域住民、そしてその地域を支えようとしてくださっている方々とも  
もに手を携え、震災地域の再起を図る。また、震災復興後も人と人  
のコミュニケーションの場として機能していくことを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年十月三日

○宮城県告示第七百七十七号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
特定非営利活動法人 生活支援プロジェクトK

一 代表者の氏名 阿部 正孝

二 主たる事務所の所在地 気仙沼市松崎柳沢二百二十八番地百十七

三 定款に記載された目的 この法人は、応急仮設住宅及び被災地域で暮らす人々に対して、総合  
的な生活の相談支援とコミュニケーションの形成・活性化を図る事業を行い、  
被災者の生活支援と地域再生に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年十月五日

○宮城県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
特定非営利活動法人 やまぶき創造塾

一 代表者の氏名 山谷 博

二 主たる事務所の所在地 白石市福岡長袋字天津沢南百二十八番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、白石の公園、街路、遊休地などに、市花であるやまぶきを  
を植栽する活動を進めるとともに、白石市民にやまぶき苗を無償配布  
したり、「やまぶき祭り」を開催したりするなどの活動を進める。ま  
た、宮城県の花である萩の植栽運動も進める。こつした活動によって、  
地域社会の活性化に寄与し、白石の町おこしにつながることを目指す。

さらに、その経験をもとに、町おこしを目指す県内のさまざまな団体

に対して、集客をするための支援を行う。

申請のあった年月日 平成二十三年十月十三日

○宮城県告示第七百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町四・十五	平成二十三年九月九日	平成二十六年九月八日
東北労災病院	仙台市青葉区台原四丁目三・二十一	平成二十三年九月九日	平成二十六年九月八日

○宮城県告示第七百八十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十三年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十四年二月十五日（水）

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市泉区天神沢二丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス

三 受験願書受付期間

平成二十三年十一月二十八日（月）から同年十二月二日（金）まで（当日消印有効）

四 問い合わせ先

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班（電話〇二二・二二一・二六一五）

○宮城県告示第七百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名		事業所の名称及び所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
〇四二七〇〇三二〇	株式会社ジャパ ンケアサービス	株式会社ジャパ ンケアサービス東 日本	ジャパ ンケアサ ービス 仙台 七ヶ浜 ・ ヘル パー ステ ーシ ョン 多 賀 城 市 大 代 五 丁 目 十 番 四 十 五 号	ジャ パ ン ケ ア サ ー ビ ス 仙 台 七 ヶ 浜 多 賀 城 市 大 代 五 丁 目 十 番 四 十 五 号	平成二十三年 十月一日
	株式会社ジャパ ンケアサービス	株式会社ジャパ ンケアサービス東 日本	ジャ パ ン ケ ア サ ー ビ ス 仙 台 七 ヶ 浜 多 賀 城 市 大 代 五 丁 目 十 番 四 十 五 号	ジャ パ ン ケ ア サ ー ビ ス 仙 台 七 ヶ 浜 多 賀 城 市 大 代 五 丁 目 十 番 四 十 五 号	

○宮城県告示第七百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十三年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)				その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分 く溶性苦土				
平成二十二年 七月二十六日	第五二五号	混合有機質肥料	武蔵屋有機	四・〇	三・〇			含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社ヒロキ	宮城県角田市島田字御蔵 林三番地の二	平成二十八年 八月二十日

平成二十三年七月二十九日	第四九七号	米ぬか油かす及びその粉末	王将印脱脂糠	二・五	六・五	二・五			
平成二十三年九月十四日	第四六五号	魚かす粉末	イナホ9魚粕粉	九・〇	四・〇				
平成二十三年九月十四日	第四六六号	魚かす粉末	イナホ10魚粕粉	一〇・〇	三・〇				

○宮城県告示第七百八十三号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十三年十月二十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 東北鋼材販売株式会社 高次 俊一	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区立町二十七、二十一 仙台橋本ビルディング七階	建設業許可番号 般十九九一 第一万六千三百七十三号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業と一般建設業及び土工工業業	受付年月日 平成二十三年九月三十日
---------------------------------------	---	---------------------------------	--	----------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十三年十月二十八日

- 一 中間検査を行う区域  
宮城県の区域（仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市の区域を除く。）  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査を行う建築物は、平成二十三年十二月一日以降に法第六条第一項の確認の申請書又は法

含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	三和油脂株式会社	山形県天童市一日町一番二号	平成二十九年八月十七日
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目四番一五号	平成二十九年七月二十九日
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目四番一五号	平成二十九年七月二十九日

第六条の二第一項の確認を受けるための書類の提出がある新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）を行う建築物で、次の1から3までに掲げる建築物のいずれかに該当するものとする。

- 1 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を含む。以下同じ。）長屋又は共同住宅（階数が三以上のものを除く。）で木造のもの。ただし、軸組工法及び枠組壁工法（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号。以下「政令」という。）第八十条の二第一号の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）以外の工法のものを除き、軸組工法にあつては、柱、土台及びはりの大部分を、枠組壁工法にあつては、耐力壁及び床枠組の大部分を木造とするもの
- 2 木造の建築物で新築等に係る部分の階数を三以上のもの
- 3 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で木造以外のものうち、新築等に係る部分の階数を除く階数が三以上のもの（共同住宅を除く。）

三 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表特定工程の欄に掲げる工程を特定工程とし、同表特定工程後の工程の欄に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

項	建築物	特定工程	特定工程後の工程
一	新築等に係る一戸建ての住宅、長屋若しくは共同住宅（階数が三以上のものを除く。）で木造の建築物で、新築等に係る部分の階数が三以上のもの	建方工事に於いて、柱、土台、筋かい、はり等の軸組の緊結を完了する工程	床、壁及び天井を設置し、軸組を覆う工程
二	法第六条第一項	基礎工事に	当該基礎の配筋を覆
	鉄筋コンクリートの柱組壁		
	基礎工事に	基礎の配筋を完了す	

備考 よりこの表を適用する。	第一号に掲げる建築物で木造以外のものうち、新築等に係る部分の階層を3以上のもの(共同住宅を除く。)	壁式鉄筋コンクリート造、プレキャスト鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事に おいて	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工程
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの	基礎工事に おいて	基礎の配筋を完了する工程	当該基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工程
		建方工事に おいて	地上二階の床版の取付けを完了する工程	当該床版と壁等との接合部を覆う工程	当該床版及びその下部にあるはり、柱及び壁を覆うコンクリートを打設する工程
		建方工事に おいて	地上一階の柱及び斜材に地上二階のはりを溶接又はボルトにより接合する工程	当該柱及び斜材と当該はりとの溶接部又は接合部を覆う工程	当該柱及び斜材と当該はりとの溶接部又は接合部を覆う工程

四 適用除外  
次の1から5までに掲げる建築物のいずれかに該当するものは、中間検査を行う建築物から除くものとする。

- 1 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- 2 法第六条の三第一項第一号に掲げる建築物
- 3 法第六十八条の二十六第一項に規定する構造方法に係る認定を受けた建築物
- 4 法第八十五条第五項に規定する許可を受けた仮設建築物
- 5 木造の建築物のうち、次の(一)から(三)までに掲げる事項のいずれかに該当するもの
  - (一) 新築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のもの
  - (二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第三条の二第一項に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの
  - (三) 平成十二年建設省告示第二千九号(免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件)に定める基準に適合する免震構造のもの

○宮城県告示第七百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の内任について、次のとおり届出があった。

公 告

平成二十三年十月二十八日

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十三年九月二十四日	佐藤 貫一	黒川郡大郷町粕川字土手崎二番地一	理事

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十三年十月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
塩竈市杉の入三丁目九十二番四の一部及び九十七番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
仙台市宮城野区岩切字青津目五番地の一  
有限会社千葉不動産

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十三年十月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市下馬四丁目百二十番四、百十六番二、百十七番一、百十七番三、百十八番一、百十九番五、百二十一番三及び百十六番二地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
仙台市青葉区本町二丁目三番十号  
株式会社アージュ

人事委員会

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十三年十月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋 俊一

○人事委員会規則十二・一・十五

人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規

則  
人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

地方独立行政法人宮城県立こども病院

仙台市

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。